

1 用語の意義

| 用語 | 意義 |
|-----------|--|
| 武力攻撃 | 我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。 |
| 武力攻撃事態 | 武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。 |
| 武力攻撃予測事態 | 武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。 |
| 武力攻撃事態等 | 武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。 |
| 緊急対処事態 | 武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。 |
| NBC攻撃 | 武力攻撃のうち、核兵器（Nuclear Weapons）、生物兵器（Biological weapons）又は化学兵器（Chemical weapons）による攻撃をいう。 |
| 武力攻撃災害 | 武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。 |
| 武力攻撃原子力災害 | 武力攻撃に伴って原子力事業所外（事業所外運搬の場合にあつては、運搬に使用する容器外）へ放出される放射性物質または放射線による被害をいう。 |
| 要避難地域 | 住民の避難が必要な地域をいう。 |
| 避難先地域 | 住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む）をいう。 |
| 緊急物資 | 避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置の実施にあたって必要な物資及び資材をいう。 |
| 避難住民等 | 避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。 |
| 要配慮者 | 高齢者、障がいのある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者。 |
| 避難行動要支援者 | 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。 |

| | |
|------------------------|--|
| 指定行政機関 | <p>次に掲げる機関で、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令(平成15年政令第252号。以下「事態対処法施行令」という。)で定めるものをいう。内閣府をはじめとする各省庁等を指す。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成11年法律第89号)第49条第1項及び第2項に規定する機関並びに国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項に規定する機関 2 内閣府設置法第37条及び第54条並びに宮内庁法(昭和22年法律第70号)第16条第1項並びに国家行政組織法第8条に規定する機関 3 内閣府設置法第39条および第55条並びに宮内庁法第16条第2項並びに国家行政組織法第8条の2に規定する機関 4 内閣府設置法第40条及び第56条並びに国家行政組織法第8条の3に規定する機関 |
| 指定地方行政機関 | <p>指定行政機関の地方支分部局(内閣府設置法第43条及び第57条(宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。)並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。)その他の地方行政機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。</p> |
| 指定公共機関 | <p>独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令で定めるものをいう。</p> |
| 指定地方公共機関 | <p>県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社(地方道路公社法(昭和45年法律第82号)第1条の地方道路公社をいう。)その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項の地方独立行政法人をいう。)で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。</p> |
| 緊急消防援助隊 | <p>消防組織法(昭和22年法律第226号)第45条第1項に規定する緊急消防援助隊をいう。</p> |
| 生活関連等施設 | <p>国民保護法第102条第1項に規定する生活関連等施設(発電所、ガスホルダー等)をいう。</p> |
| 緊急情報ネットワークシステム(Em-Net) | <p>官邸から関係機関に、緊急にお知らせする情報を迅速に伝達するための一斉同報システム。</p> |
| 全国瞬時警報システム(J-ALERT) | <p>弾道ミサイル情報、津波警報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国(内閣官房、気象庁から消防庁を經由)から送信し、市町村防災行政無線(同報系)等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム。</p> |

2 関係機関の連絡窓口

(1) 県関係機関

| 名 称 | 担当部署 | 所在地 | 電話番号 |
|---------------|-------|---------------|----------|
| 福岡県防災企画課 | 国民保護係 | 福岡市博多区東公園 7-7 | 643-3123 |
| 糸島警察署 | 警備課 | 糸島市前原中央 1-6-1 | 323-0110 |
| 糸島保健福祉事務所 | 総務企画課 | 糸島市浦志 2-3-1 | 322-3269 |
| 福岡県土整備事務所前原支所 | 庶務課 | 糸島市浦志 2-3-1 | 322-2961 |

(2) 消防関係機関

| 名 称 | 担当部署 | 所在地 | 電話番号 |
|-------------|------|----------------|----------|
| 糸島市消防本部・署 | 警防課 | 糸島市前原 1783-1 | 322-4222 |
| 糸島市消防署前原出張所 | — | 糸島市波多江 566-4 | 323-6555 |
| 糸島市消防署二丈出張所 | — | 糸島市二丈福井 2783-2 | 326-5550 |
| 糸島市消防署志摩出張所 | — | 糸島市志摩初 30 | 327-0119 |

(3) 指定地方行政機関・自衛隊

| 名 称 | 担当部署 | 所在地 | 電話番号 |
|---------|------------|------------------|--------------|
| 陸上自衛隊 | 第 40 普通科連隊 | 北九州市小倉南区北方 5-1-1 | 093-962-7681 |
| 福岡管区气象台 | 総務課 | 福岡市中央区大濠 1-2-36 | 741-0631 |
| 唐津海上保安部 | 警備救難課 | 唐津市二夕子 3-216-2 | 0955-74-4321 |

(4) 指定公共機関

| 名 称 | 担当部署 | 所在地 | 電話番号 |
|----------------|---------|-----------------|--------------|
| 日本郵便 (株) 前原郵便局 | — | 糸島市前原中央 2-11-10 | 322-1652 |
| 日本赤十字社 | 福岡県支部 | 福岡市南区大楠 3-1-1 | 523-1171 |
| J R 九州 | 唐津鉄道事業部 | 唐津市西唐津 1-6162-2 | 0955-72-3824 |

(5) 指定地方公共機関

| 名 称 | 担当部署 | 所在地 | 電話番号 |
|-------------------------------|------------|------------------|--------------|
| 九州電力送配電 (株) 福岡西配電事業所 配電技術グループ | 配電技術グループ | 福岡市西区姪浜駅南 1-9-20 | 0120-986-929 |
| N T T 西日本ー九州 | 警備部サービス運営課 | 福岡市博多区博多駅東 2-3-1 | 714-8500 |